

一般職の職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 4 号

一般職の職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の単身赴任手当支給規則（平成 2 年函館市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 8 条に後段として次のように加える。

前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

第 9 条第 1 項中「欠くに至った日」の後ろに「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。